

奨 学 生 募 集 要 項 (学外奨学金・公募)

(学部)

奨 学 金 名	4 5 2 -01~05 交通遺児育英会 <学部>
給付・貸与別	貸 与 (無利子) 返還は貸付終了月の6か月据え置き、その後、20年以内に月賦、半年賦、年賦などにより返済。
奨 学 金 額	月額 …40,000円、50,000円、60,000円から選択 ※さらに入学一時金(40万円、60万円、80万円から選択)の貸付制度あり。 ただし、2016年度学部新1年生入学者に限る。入学一時金のみの貸与はなし。
採 用 期 間	正規の最短修業年限内
対象学部・学年	全学部1~4年生 ※最短修業年限で卒業可能で、申込時29歳までの者
出 願 締 切 日	2016年10月31日(月) 財団必着 ※奨学生選考委員会(6・9・10・11月)にて採用者決定
支給開始時期	5・8・11・2月に3カ月分を送金
出 願 資 格	今年度に在学している、申込時29歳までの学生で、 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女 ※道路における事故には、踏切での事故・路面電車との事故および自転車事故も含まれます。 ※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。) ※学力は問いませんが、家計の基準があります(詳しくは募集案内参照)
併 給 制 限	なし
提 出 書 類	出願書類等は、奨学課事務所に請求するか、各自で交通遺児育英会ホームページ(http://www.kotsuiji.com/)からダウンロードしてください。 1. 奨学生願書(指定用紙) 2. 大学奨学生推薦書(指定用紙、学部長印) …指定用紙を学部事務所に持参のうえ、作成を依頼してください。 3. 交通事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの。コピー可) …詳しくは、「奨学生募集のご案内」を参照してください。 4. 後遺障害の程度を証する証明書(死亡の場合は必要) …詳しくは、「奨学生募集のご案内」を参照してください。 (自動車損害賠償保障法施行令別表の第1級から第7級までの後遺障害は、身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。) 5. 保護者の所得に関する証明書 …給与所得者:平成27年分源泉徴収票 給与所得者以外:市区町村役所発行の最新の所得証明書 6. 戸籍謄本 …出願者が記載されている戸籍謄本。保護者等(=事故にあった人)が死亡された時は、その保護者の死亡日が記載されている除籍謄本(または改製原戸籍謄本)も必要です。
提 出 場 所	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 公益財団法人交通遺児育英会 奨学課
備 考	※出願者または兄弟姉妹が本会の奨学生であるか奨学生だった場合、もしくは現在申請中、予約決定の場合は、①奨学生願書と②大学奨学生推薦書、③保護者の所得に関する証明書の提出だけで結構です。 ※応募時26歳から29歳までで、一旦社会人になった後に奨学金を希望する場合は、原則として高校奨学生であった者に限ります。 ※一人の奨学生への総貸与期間は原則として合計9年間まで、奨学金および入学一時金の総貸与額は812万円を限度とします。